

三監告示第 5 号

行政監査結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、本書のとおり同条第9項の規定により公表します。

平成28年8月30日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

第1	監査の種類	「平成28年度 行政監査結果報告書【さんじょう一番星育成事業に関する事務の執行について】」のとおり	
第2	監査の対象及び目的	同	上
第3	監査のテーマ及び対象部局	同	上
第4	監査の期間	同	上
第5	監査の方法	同	上
第6	監査の着眼点	同	上
第7	事業の概要及び事業実績	同	上
第8	監査結果	同	上
第9	まとめ	同	上

平成28年度

行政監査結果報告書

【さんじょう一番星育成事業に関する事務の執行について】

平成28年8月

三条市監査委員

平成28年度 行政監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による監査

第2 監査の対象及び目的

さんじょう一番星育成事業は、子どもたちの潜在的な才能を更に伸ばす機会や環境を整備する事業として、平成26年度から開始した新規事業であり、三条市総合計画で示されている、次代を担う子どもたちに「自らが自身の未来をたくましく切り拓く力」を育むため、魅力ある教育機会を提供する事業の一つとして位置付けられている。

これらの新規事業について、執行が効率的に行われているか、法令等の定めに従って適正に行われているかなどについて監査を実施し、その結果を今後の事業展開に反映させることにより、適正な事務事業の執行に資することを目的とする。

第3 監査のテーマ及び対象部局

テーマ：さんじょう一番星育成事業	対 象 部 局
さんじょう学びのマルシェ	教育委員会 小中一貫教育推進課
スポーツの一番星育成事業	福祉保健部 健康づくり課
文化・芸術の一番星育成事業	市民部 生涯学習課

第4 監査の期間

平成28年4月18日から同年8月30日まで

第5 監査の方法

監査の対象部局から調査票及び関係書類等の提出を求め、監査の着眼点に沿って関係書類等を精査し、関係職員から説明を聴取して実施した。

第6 監査の着眼点

(1) 共通事項

- ア 事務事業は、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に資するものとなっているか。
- イ 事務処理は、能率的、経済的及び効率的に行われ改善すべき点はないか。
- ウ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。
- エ 各事業間の整合性、連携等がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

(2) 具体的着眼点

- ア 要綱等は制度の目的に合致して整備されているか。
- イ 申請手続(申請書等)は必要最低限であるか等、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- ウ 民間等に委託することにより、事務の能率化、効率化が見込まれるものはないか。また、委託したことにより、非能率、非効率となったものはないか。
- エ 受益者負担は適切に行われているか。
- オ 市民への広報・広聴は適切になされているか。
- カ 決裁区分は妥当か、不要な合議が行われていないか。

第7 事業の概要及び事業実績

1 さんじょう学びのマルシェ

(1) 事業の概要

さんじょう学びのマルシェとして、子どもたちの理解度に応じた質の高い学習機会を提供するため、市内に住所を有し、又は市内の学校に通学する小学5・6年生及び中学1・2年生を対象に、日曜日に塾委託のトップランナー教室・エキスパート教室・トライアル教室を土曜日に市民ボランティアによるステップアップ教室・プラスワン教室を実施する。

(2) 教室の参加費

教室に参加しようとする者の保護者は、次に掲げる教室の種別に応じて定める参加費を納める。

ア	トップランナー教室及びエキスパート教室(中学生)	月額3,000円
イ	トライアル教室(中学生)	月額2,000円
ウ	トライアル教室(小学生)	月額1,500円
エ	ステップアップ教室及びプラスワン教室(中学生)	月額1,500円
オ	ステップアップ教室及びプラスワン教室(小学生)	月額1,000円

(3) 収支状況

(単位：円)

収入科目 節 細 節	平成26年度			執行率 B/A	平成27年度			執行率 B/A
	調定額 A	決算額 B	収入未済額(A-B)		調定額 A	決算額 B	収入未済額(A-B)	
1 実費徴収金	2,835,500	2,835,500	0	100.0%	3,216,500	3,216,500	0	100.0%

支出科目 節 細 節	平成26年度			執行率 B/A	平成27年度			執行率 B/A
	予算額 A	決算額 B	不用額(A-B)		予算額 A	決算額 B	不用額(A-B)	
8 報償費	7,732,000	4,564,000	3,168,000	59.0%	7,252,000	4,688,000	2,564,000	64.6%
9 旅 費	149,000	4,000	145,000	2.7%	64,000	36,160	27,840	56.5%
11 需用費	15,076,000	594,814	14,481,186	3.9%	8,102,000	758,762	7,343,238	9.4%
12 役務費	474,000	158,334	315,666	33.4%	737,000	157,996	579,004	21.4%
13 委託料	11,166,000	11,165,580	420	100.0%	21,420,000	19,046,000	2,374,000	88.9%
18 備品購入費	121,000	120,312	688	99.4%	0	0	0	—
合 計	34,718,000	16,607,040	18,110,960	47.8%	37,575,000	24,686,918	12,888,082	65.7%

(4) 教室の開催時期及び開催回数

(単位：回)

	日曜日版マルシェ		土曜日版マルシェ
	トップランナー教室・エキスパート教室	トライアル教室	ステップアップ教室・プラスワン教室
平成26年度 (H26年6月～H27年3月)	36		36
平成27年度 (H27年5月～H28年3月)	36	36	30

(5) 事業実績

教室名 【学習内容】 〈講師〉 (月額参加費)	学年	教科	H26年度末 受講者数 (人・%)			H27年度末 受講者数 (人・%)			H27年度 平均偏差値 (注)	
			定員	受講者	受講率	定員	受講者	受講率	上期テスト H27.11	下期テスト H28.2
トップランナー教室 【難易度の高い学習】 〈塾委託〉 (3,000円)	中1	国語／数学 ／英語	30	9	30.0	30	6	20.0	46.8	47.6
	中2		30	8	26.7	30	10	33.3	51.9	51.2
エキスパート教室 【発展的な学習】 〈塾委託〉 (3,000円)	中1	国語／数学 ／英語	30	9	30.0	30	11	36.7	36.4	39.0
	中2		30	8	26.7	30	11	36.7	36.0	38.1
トライアル教室 【やや発展的な学習】 〈塾委託〉 (小:1,500円 中:2,000円)	小5	算数	/			40	14	35.0	43.2	49.5
	小6					40	26	65.0	43.6	47.3
	中1	数学／英語				40	11	27.5	35.1	33.2
	中2					40	4	10.0	37.9	37.5
ステップアップ教室 【補充的な学習】 〈市民ボランティア〉 (小:1,000円 中:1,500円)	小5	算数	30	34	113.3	30	26	86.7	/	
	小6		30	35	116.7	30	36	120.0		
	中1	数学／英語	30	8	26.7	30	10	33.3		
	中2		30	11	36.7	30	4	13.3		
プラスワン教室 【学習の学び直し】 〈市民ボランティア〉 (小:1,000円 中:1,500円)	小5	算数	30	38	126.7	30	29	96.7	/	
	小6		30	22	73.3	30	26	86.7		
	中1	数学／英語	30	13	43.3	30	11	36.7		
	中2		30	13	43.3	30	10	33.3		
合計	—	—	360	208	57.8	520	245	47.1	—	—

(注) 平均偏差値は、難関校を受験する児童・生徒が受ける、委託先の塾が実施する学力診断テストの結果であり、40という数値が当該塾での偏差値基準となる。

2 スポーツの一番星育成事業

(1) 事業の概要

市内に住所を有する小学生、中学生及び高校生のスポーツ能力の向上に資する取組に要する経費の一部をスポーツ一番星育成事業補助金として補助する。

(2) 補助金の対象等

補助対象者は、育成対象者の保護者及び育成団体である。育成対象者とは、新潟県内屈指の競技力と高い向上心を有し、将来その活躍が期待できる市内に住所を有する小学生、中学生及び高校生をいい、育成団体とは、育成対象者等に競技指導を実施している団体である。

補助対象経費は、専門的に技術指導を受けるために要する謝礼等の経費、各種競技大会や練習会に参加するために要する交通費、宿泊費及び参加費、競技に必要な道具を購入するために要する経費である。

補助金等の額は、育成対象者の保護者に対し、補助対象経費の50%、上限30万円、ただし、補助対象経費のうち道具を購入する経費については3万円を上限とする。育成団体に対しては5万円と補助対象経費の50%の合計額、上限30万円とする。

(3) 収支状況

(単位：円)

支出科目 節 細 節	平成26年度				執行率 B/A	平成27年度				執行率 B/A
	予算額 A	決算額 B	不用額(A-B)			予算額 A	決算額 B	不用額(A-B)		
8 報償費	0	0	0		—	30,000	10,000	20,000		33.3%
11 需用費	0	0	0		—	119,000	97,200	21,800		81.7%
19 補助金	5,425,000	3,962,000	1,463,000		73.0%	8,400,000	6,066,000	2,334,000		72.2%
合 計	5,425,000	3,962,000	1,463,000		73.0%	8,549,000	6,173,200	2,375,800		72.2%

(4) 事業実績

《 個人 》

(単位：人)

競技種目	平成26年度				平成27年度			
	小学生	中学生	高校生	計	小学生	中学生	高校生	計
陸上	2			2	1			1
水泳		2	2	4		4	4	8
サッカー		3		3		3		3
テニス	1	2		3		3		3
卓球	2	1		3	1			1
銃剣道		1		1				
テコンドー						1	1	2
スノーボード						1		1
空手						1		1
計	5	9	2	16	2	13	5	20
	予算上の見込数			15	予算上の見込数			16

《 個人上位大会出場実績 》

(単位：人)

	北信越ブロック大会	全国大会	国体
平成26年度	7	12	2
平成27年度	3	10	1

《 団 体 》

競技種目	平成26年度	平成27年度
硬式野球	1	1
柔道		1
陸上		1
剣道		1
サッカー		1
計	1	5
予算上の見込数	3	12

3 文化・芸術の一番星育成事業

(1) 事業の概要

子どもたちの文化・芸術の技能の向上に資する取組等としてピアノ及びデッサン指導支援事業、育成支援補助金交付事業及び文化・芸術体験支援事業を実施する。

ア ピアノ及びデッサン指導支援事業

市内に住所を有し、音楽大学、美術大学等への進学を希望する小学5年生から高校3年生までの者でピアノ又はデッサンについて一定の技能を有すると認めるものを参加対象者として、専門の指導者によるピアノ及びデッサン指導教室を実施する。

イ 育成支援補助金交付事業

補助対象者は、育成対象者の保護者及び育成団体である。育成対象者とは、文化・芸術活動においてコンクール等での上位入賞実績又は段位を有し、高い向上心を持って文化・芸術活動を行い、将来その活躍が期待できる市内に住所を有する小学5年生から高校3年生までをいい、育成団体とは、市内に活動拠点を有し、文化・芸術活動においてコンクール等での上位入賞又は、段位等の取得を目指す小学5年生から高校3年生までの者を育成しようとする団体である。

補助対象経費は、育成対象者の技術力、演奏力等の向上に資すると認められる経費で、専門的な技術指導を受けるために要する謝礼等の経費、各種コンクール又は講習会等に参加するために要する交通費、宿泊費及び参加費、活動に必要な消耗品を購入するために要する経費である。

補助金等の額は、育成対象者の保護者に対し、補助対象経費の50%、上限12万円、ただし、補助対象経費のうち消耗品を購入する経費については3万円を上限とする。育成団体に対しては5万円と補助対象経費の50%の合計額、上限25万円とする。

ウ 文化・芸術体験支援事業

子どもたちの音楽鑑賞能力の向上を図るため、市内の小学校及び中学校において、一流の演奏家・演奏団体による公演を開催する。

(2) 収支状況

(単位：円)

節	節名	平成26年度			執行率 B/A	平成27年度			執行率 B/A
		予算額 A	決算額 B	不用額(A-B)		予算額 A	決算額 B	不用額(A-B)	
8	報償費	459,000	458,180	820	99.8%	650,000	511,580	138,420	78.7%
9	旅費	0	0	0	—	43,000	42,840	160	99.6%
11	需用費	467,000	465,953	1,047	99.8%	505,000	487,452	17,548	96.5%
12	役務費	104,000	103,400	600	99.4%	130,000	120,400	9,600	92.6%
13	委託料	1,150,000	889,460	260,540	77.3%	773,000	665,540	107,460	86.1%
14	使用料及び賃借料	20,000	4,000	16,000	20.0%	0	0	0	—
19	負担金	100,000	0	100,000	0.0%	100,000	99,000	1,000	99.0%
19	補助金	1,600,000	696,000	904,000	43.5%	1,950,000	1,190,000	760,000	61.0%
	合計	3,900,000	2,616,993	1,283,007	67.1%	4,151,000	3,116,812	1,034,188	75.1%

(3) 事業実績

ア ピアノ及びデッサン指導支援事業

《 指導教室受講者数 》

(単位：人)

教室名	平成26年度				平成27年度			
	小学生	中学生	高校生	計	小学生	中学生	高校生	計
ピアノ教室 (定員 5人)	3	1	1	5	1	3	1	5
デッサン教室 (定員20人)	1		9	10	1	1	11	13

《 教室の開催回数及び開催時期 》

教室名	平成26年度	平成27年度
ピアノ教室 (個人レッスン)	年5回 (8月、12月)	年5回 (7月、8月)
デッサン教室 (基礎指導)	年6回 (8月、12月)	年6回 (8月、11月)

《 主な成果 》

目標とする芸術系大学等への進学

《 未来に輝け！一番星コンサート 》

ピアノ教室受講生及び育成事業補助金対象者出演 (ピアノ、フルート)

平成26年度 12月27日(土) 開催

平成27年度 12月27日(日) 開催

イ 育成支援補助金交付事業

《 個人 》

(単位：人)

分野	平成26年度				平成27年度			
	小学生	中学生	高校生	計	小学生	中学生	高校生	計
ピアノ	1			1	1	1		2
バレエ		1		1			1	1
フルート		1		1			2	2
将棋		1		1			1	1
日本舞踊		1		1			1	1
書道						1		1
絵画							1	1
計	1	4		5	1	2	6	9
	予算上の見込数			5	予算上の見込数			10

《 団体 》

分野	平成26年度	平成27年度
合唱	1	1
小倉百人一首	1	1
計	2	2
予算上の見込数	4	3

《 主な成果 》

分野	主な活動実績等
ピアノ	第9回県ジュニアピアノコンクール本選出場 ショパン国際ピアノコンクール in アジア大会銀賞
バレエ	バレコン東京決選進出（入選） かわさき全国バレエコンクール優秀ファイナリスト賞
フルート	県管打楽器ソロコンテスト金賞（2位）
日本舞踊	花柳雅鶴会日本舞踊公演出演
書道	県競書大会UX新潟テレビ21賞、日本習字教育財団8段位取得
合唱	ミュージカル要素を取り入れた新たな取組を行い、県少年少女合唱団合同演奏会等で発表
小倉百人一首	全国競技かるた新春大会C級優勝ほか

ウ 文化・芸術体験支援事業

《 ふれあい音楽教室小コンサート 》

平成26年度 実施なし

平成27年度 ふれあい音楽教室小コンサート実施（小学校2校、中学校1校）

第8 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられたので、監査対象とした事業別及び着眼点別に記述する。

【共通事項】

ア 事務事業は、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に資するものとなっているか。

さんじょう学びのマルシェは、子どもたちの理解度に応じた5段階の教室の開催と、低額な参加費による質の高い学習機会を提供することにより、市民負担の軽減と市民サービスの向上に資するものとなっている。

スポーツの一番星育成事業は、活動に係る経費の一部を補助することにより、市民負担の軽減に資するものとなっている。

文化・芸術の一番星育成事業では、世界で活躍する講師陣によるピアノ・デッサン教室の開催及び技能向上のために要する経費の一部を補助することにより、市民負担の軽減及び市民サービスの向上に資するものとなっている。

イ 事務処理は、能率的、経済的及び効率的に行われ改善すべき点はないか。

さんじょう学びのマルシェの教室参加費の受領については、口座振替兼自動払込利用申込書により手続きを行い、滞納もなく適正に処理されている。

なお、募集定員全体に対する受講率は、平成26年度57.8%、平成27年度47.1%であり低い状況となっている。特に、中学生の受講率が低いので受講者の確保に向けて、部活動との両立に配慮した教室の開催方法及び広報活動の工夫などの検討が必要である。

また、教室の定員割れにより、委託料で見込んでいた教材費等の明らかに不用となる経費が発生しているため、変更契約が可能となるよう契約内容を見直すべきものと考えられる。

スポーツの一番星育成事業での補助金交付申請書・前金払請求書の受理及び補助金支払手続は、おおむね適正に処理されている。なお、予算の執行率は、平成26年度73.0%、平成27年度72.2%であり、補助金上限額及び補助対象経費上限額の引き上げ等の検討も必要である。

文化・芸術の一番星育成事業では、委託料等の請求書の受理及び補助金等の支払手続は、支出調書に金額の内訳がないといった事例が見受けられたが、おおむね適正に処理されている。

なお、予算の執行率は、平成26年度67.1%、平成27年度75.1%であり、スポーツの一番星育成事業と同様、補助金上限額及び補助対象経費上限額の引き上げ等の検討や育成団体の掘起しが必要である。

ウ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

さんじょう一番星育成事業は、さんじょう学びのマルシェを所管する小中一貫教育推進課、スポーツの一番星育成事業を所管する健康づくり課及び文化・芸術の一番星育成事業を所管する生涯学習課等関連する各課と協議の上制定したさんじょう一番星育成事業実施要綱（以下、「事業実施要綱」という）、学びのマルシェ（一番星育成）事業運営業務委託契約書、学びのマルシェ（一番星育成）事業運営業務委託仕様書（以下、「業務委託仕様書」という）等により適正に処理されている。

スポーツの一番星育成事業は、事業実施要綱及び三条市補助金交付規則により適正に処理されている。

文化・芸術の一番星育成事業では、業務委託契約事務に、収入印紙の貼付がない事例が見受けられたが事業実施要綱及び三条市補助金交付規則によりおおむね適正に処理されている。

エ 各事業間の整合性、連携等がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

事業実施要綱は、関連する各課で協議し制定されたものである。また、関係各課合同打合会も随時実施して連携を図るとともに、スポーツの一番星育成事業の募集要項・チラシ等については、文化・芸術の一番星育成事業と共同で作成・配布するなど連携を図っている。

また、市民への周知についても、関係各課の連携を図り広報さんじょう、市ホームページのほか、市内の全小・中学校及び市内外の高等学校に配布している。

【着眼点別調査概要】

1 さんじょう学びのマルシェ

ア 要綱等は制度の目的に合致して整備されているか。

制度の目的は、子どもたちの潜在的な才能を更に伸ばす機会や環境を整備することであり、事業実施要綱、業務委託仕様書及び募集チラシは目的に合致して整備されている。しかし、事業計画及び事業実施の起案文書を作成していない不適切な事務処理があった。

イ 申請手続(申請書等)は必要最低限であるか等、市民の利便性を考慮したものとなっているか。

教室申込書の記入項目は必要最低限に抑えられており、募集期間については通年募集を行っており、市民の利便性を考慮したものとなっている。

また、教室申込書は市ホームページからダウンロードが可能となっている。

ウ 民間等に委託することにより、事務の能率化、効率化が見込まれるものはないか。

また、委託したことにより、非能率、非効率となったものはないか。

5教室のうち、3教室を民間に業務委託を行い、事務の能率化と効率化が図られている。
また、委託業者は、公募型プロポーザル方式により適切に選定されている。

エ 受益者負担は適切に行われているか。

教室参加費の設定根拠は、月額教材費をベースとし、各教室の講師報酬費の一定割合を加味し、各教室の学年ごとに3,000円、2,000円、1,500円及び1,000円の4段階で設定されており、適切に運営されている。また、要保護、準要保護世帯は参加費を免除し、負担の軽減を図っている。

オ 市民への広報・広聴は適切になされているか。

市民への周知については、広報さんじょう、市ホームページのほか、各学校を通し対象学年(小学5・6年生、中学1・2年生)全児童・生徒に募集チラシを配布している。
また、平成26年度は、保護者への説明会を4会場で実施している。

カ 決裁区分は妥当か、不要な合議が行われていないか。

重要事項の起案文書を作成していない、決裁権者の決裁を受けずに業務を実施している事例など不適切な事務処理があった。

2 スポーツの一番星育成事業

ア 要綱等は制度の目的に合致して整備されているか。

制度の目的は、子どもたちの潜在的な才能を更に伸ばす機会や環境を整備することであり、事業実施要綱、募集要項、審査基準は目的に合致して整備されている。

しかし、事業計画及び事業実施の起案文書を作成していない不適切な事務処理があった。

イ 申請手続(申請書等)は必要最低限であるか等、市民の利便性を考慮したものとなっているか。

スポーツ一番星育成事業補助金交付申請書等提出書類は、事業実施要綱で定められ、募集要項と申請書は、市役所、体育文化センター及び栄・下田体育館に設置している。
また、実績報告書の作成に当たっては、記入例を作成し、説明会を実施しており、市民の利便性を考慮したものとなっている。

しかし、スポーツ一番星育成事業補助金実績報告書の審査において、収支決算書の添付漏れや補助対象経費額の誤り、活動日と領収書の日付の不一致など確認不足があった。

また、補助金額確定伺いの起案書が同日付けで3件ある不適切な事務処理があった。

ウ 民間等に委託することにより、事務の能率化、効率化が見込まれるものはないか。

また、委託したことにより、非能率、非効率となったものはないか。

スポーツの一番星育成事業には、該当する委託事務はない。

エ 受益者負担は適切に行われているか。

補助対象者の決定は、申請書類審査、面接審査により適切に行われている。
しかし、前述のイのとおり、実績報告書の審査において確認不足があった。

オ 市民への広報・広聴は適切になされているか。

事業初年度の平成26年度は、広報さんじょうにチラシを折込み、全戸配布により周知し、平成27年度は、市内小・中学校及び市内外の高等学校にチラシを配布している。また、市のホームページに掲載している。

カ 決裁区分は妥当か、不要な合議が行われていないか。

決裁区分は妥当であり、不要な合議は行われていない。

3 文化・芸術の一番星育成事業

ア 要綱等は制度の目的に合致して整備されているか。

スポーツの一番星育成事業と同様、事業計画及び事業実施の起案文書を作成していない不適切な事務処理があった。

イ 申請手続(申請書等)は必要最低限であるか等、市民の利便性を考慮したものとなっているか。

文化・芸術一番星育成事業補助金交付申請書等提出書類は、事業実施要綱で定められ、市役所及び各公民館に設置している。また、市のホームページからもダウンロードができ、記入方法や提出書類について詳しく明記されているが、スポーツの一番星育成事業と同様に記入例を作成するなどより分かりやすくし、申請者の負担軽減となるような工夫が必要と考える。

しかし、募集要項が実施要綱と異なる取扱いをしている事例や文化・芸術一番星育成事業補助金実績報告書の審査において、収支決算書の様式誤りや補助対象経費額の算定誤り、消耗品費の購入品名が不明などの確認不足があった。

ウ 民間等に委託することにより、事務の能率化、効率化が見込まれるものはないか。

また、委託したことにより、非能率、非効率となったものはないか。

事業の一部を民間等に委託し、事務の能率化と効率化が図られている。

エ 受益者負担は適切に行われているか。

教室の受講者及び補助対象者の決定は、書類審査、実技審査、面接審査により適切に行われている。

しかし、前述のイのとおり、実績報告書の審査において確認不足があった。

オ 市民への広報・広聴は適切になされているか。

スポーツの一番星育成事業と同様、平成26年度は、広報さんじょうにチラシを折り込み、全戸配布により周知し、平成27年度は、市内小・中学校及び市内外の高等学校にチラシを配布している。また、市のホームページに掲載している。

しかし、デッサン教室では、募集定員20人に対し、平成26年度10人、平成27年度は13人であり、受講率向上に向けた取組が必要と考える。

カ 決裁区分は妥当か、不要な合議が行われていないか。

決裁区分は妥当であり、不要な合議は行われていない。

第9 まとめ

監査を実施した3事業については、平成26年度に事業を開始し、2か年度が経過したもので、事業効果や改善点も表れてきている。その中で、3事業に共通する指摘事項は、事務の基本である事業計画が作成されていない点である。事業計画は、事業の目標を明確にし、進捗状況の確認や事業成果などを判断する上で重要なものである。よって、事業計画が作成されていないということは、事業執行において重要な部分が欠落していると言わざるを得ない。

さんじょう学びのマルシェでは、子どもたちの理解度に応じた5段階の教室を開催し、質の高い学習機会を提供することにより、受講者全体の学習意欲の向上及び家庭学習の増加が見られる点は評価ができる。

一方、業務の一部を民間に委託し、より高度な学習機会の提供と学力診断テストを定期的実施しているが、上期テストに対し下期テストの平均偏差値が低下している教室があるなど、課題も見受けられる。

また、募集定員に対する受講者数の低迷が続いている。その主な要因としては、中学生の部活動との両立に配慮した教室開催方法や効果的な広報活動が不十分なため、受講者数の低下を招いているものと考えられる。今後は、広報活動の工夫などにより、中学生全体の受講率向上に向けた具体的な取組を含め、計画の見直しを行う必要があるものとする。

スポーツの一番星育成事業では、補助金の交付を受け、練習試合や大会参加を市外のみならず、県外のより競技レベルの高い地域で行えるようになり、競技用品の購入費の一部に補助金を充てることにより、申請時の活動目標を達成し、競技実績を伸ばす選手が見られた。また、出場した上位大会全体に占める全国規模の大会の割合は、平成26年度の66.6%が平成27年度は78.5%となり、高い競技力を有する選手の育成に効果があったと評価される。

しかし、育成団体の申請数が少ないため、積極的な事業活用を働きかける必要があるものとする。

文化・芸術の一番星育成事業では、ピアノ及びデッサン教室を開催し、世界で活躍する講師陣から個人レッスンや基礎指導を受けたことにより、専門的な技術が習得でき、目標としていた芸術系大学への進学を果たすなど一定の効果が得られた。また、育成支援補助金の交付を受け、市外や県外でレベルの高いレッスンを受けたり、県内外の各種コンクールに参加するなど活動の場を広げたことにより、段位の取得や各種大会、コンクールにおいて今まで以上の成績を収めるなど、文化・芸術活動の技術力向上に効果があったと評価されるが、デッサン教室では、募集定員に対する受講者数の低迷が続いており学びのマルシェと同様に広報活動等の工夫など、受講率向上に向けた具体的な取組を行う必要があるものとする。また、育成支援補助金交付事業では、育成団体の申請数が少ないため、今後、育成団体の掘起しを行っていく必要があるものとする。

一方、事務処理において、委託業者選定委員会設置要綱制定など重要事項の起案文書を作成していない事例や決裁権者の決裁漏れ、契約書の印紙の貼付漏れや貼付額の誤りもあり、補助金実績報告書の添付書類の確認不足や活動費補助について募集要項と実施要綱と異なる取扱いをしている事例も見受けられた。

これらの結果を今後の事業に反映させ、より効率的で適正な事務事業の執行を望むとともに、各分野で事業目的である次の世代の目標となるような、まさに一番星となる優秀な人材の育成を期待するものである。